

4 労働安全衛生関係法令のポイント

機械へのはさまれ、巻き込まれ

- 刈取り作業等で機械のコンベアやローラー部に手指が巻き込まれる災害が多発しています。
- 原動機、回転軸、歯車、プーリーベルト等で挟まれたり巻き込まれたりして、労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には覆い、囲い等を設けてください。
- 覆い、囲い等の安全装置は取り外されたままとなることがないように点検整備を定期的に行ってください。
- 茎葉や異物などを取り除くときは必ず機械を止めて、点検・調整等を行い、詰まりを解消させてください。
- 機械を止めた場合は、「機械調整中」の表示板を取り付けるなどして、他の労働者が機械を動かさないような措置を講じてください。



スクリーウ上に詰まったものを取り除こうとしたところ、右手が巻き込まれて被災、右手親指を切断。

- 危険箇所を可視化＝見える化して作業員間で共有することも効果的な対策です。
- 帯広労働基準監督署では注意点を周知する啓発用イラストを作成し、当署ホームページに掲載していますのでぜひご活用ください。



ダウンロードはこちら



機械を稼働中に、ローラー部分に絡まった草を取り除こうとしたところ、左腕を巻き込まれた。

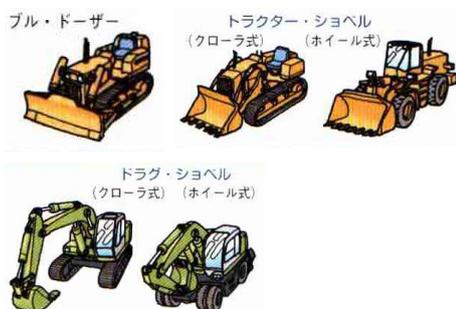


トラクター・ショベル等の重機の適正な使用

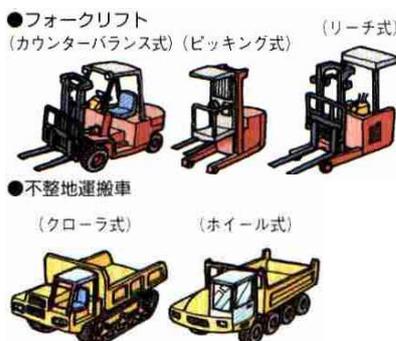
▶ 有資格者による作業

- トラクター・ショベル等の車両系建設機械等は、技能講習等を修了した者でなければ運転することができません。
運転が必要な場合は、適正な資格を取得しましょう。
- 例えば、下の機械は道路を走行する免許(大型特殊免許等)だけでは作業できません。使用する場合は作業用の資格を取得してください。

車両系建設機械(例)



車両系荷役運搬機械(例)



移動式クレーン(例)



機体重量

- 3 t 以上…技能講習修了者
- 3 t 未満…特別教育修了者

最大荷重(最大積載量)

- 1 t 以上…技能講習修了者
- 1 t 未満…特別教育修了者

つり上げ荷重

- 5 t 以上…免許(移動式クレーン)
- 1 t 以上 5 t 未満
…技能講習修了者
- 1 t 未満…特別教育修了者



道内の技能講習等の実施機関は、
北海道労働局HPをご確認ください。

無資格運転による災害が発生しています！

牧場内バーク保管庫において、トラクター・ショベル(ホイール式)によるバークの整理作業中、建物の外にあふれ出ていたバークをトラクター・ショベルで中に押し込んでいたところ、バークの山にトラクター・ショベルの片輪が乗り上がり、トラクター・ショベルが横転し、体を強打して負傷した。

牧場内において、豚の餌を餌箱に投入作業中、別の作業者が操作するトラクター・ショベルに吊るしている500kgの餌袋(20~30cm)を下ろそうとしたところ、トラクター・ショベル付近にいた被災者の頭部に激突し負傷した。

▶ 用途外使用の禁止

- 車両系建設機械や車両系荷役運搬機械を使用して荷をつり上げる、労働者を昇降させるなどの主たる用途以外で使用することは法令違反です。
- 運転席以外に人を乗せることも法令違反です。
- 事前に作業計画を作ることで作業員全員でどのような危険があるのかを確認でき、用途外使用や接触事故の防止につながります。

一般社団法人北海道建設業協会労務研究HPで
作業計画書の参考様式をダウンロードできます。



用途外使用による災害が発生しています！

牧場内堆肥小屋において、風除け用のコンパネを貼る作業をするため、トラクター・ショベルのバケット部分に乗り作業していたところ、バランスを崩し地面に墜落し負傷した。

牧場内において、トラクター・ショベルのバケット部分で杭打ち作業中、別の作業者がトラクター・ショベルを操作し、被災者が杭を支えていたところ、バケット部分が外れ落下し、それが被災者に激突し負傷した。

▶ 法定点検の実施

- 車両系建設機械や車両系荷役運搬機械は、1年以内に1回年次自主検査、1月以内に1回月次自主検査を実施してください。
また、作業開始前には作業開始前点検を実施してください。
- 車両系建設機械とフォークリフトの年次自主検査は**特定自主検査**といい、資格のある検査者または登録検査業者での検査が必要です。
- 車検を受けているだけでは自主検査にはなりません。

対象機械の例	年次	月次	作業開始前
車両系建設機械 (トラクター・ショベル、ドラグ・ショベル ブル・ドーザーなど)	◎ 特定自主検査	○	○
フォークリフト	◎ 特定自主検査	○	○
ショベルローダー フォークローダー	○	○	○
移動式クレーン	○	○	○

安全衛生教育の実施

- 畜産業では、機械や薬品の使用など、危険が伴う作業が多くあります。労働者を雇い入れた場合や作業内容を変更した場合は、使用者はその業務に関する安全や衛生のための教育を労働者に行ってください。
- 労働災害の発生傾向を見ると、業務に対する知識・経験の不足のために起きているものが大きな割合を占めています。安全衛生教育は労働災害防止の基本なので、必ず実施してください。

雇入れ時、作業変更時の安全衛生教育の内容

- 1 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること
- 2 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること
- 3 作業手順に関すること
- 4 作業開始時の点検に関すること
- 5 業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること
- 6 整理、整頓及び清潔の保持に関すること
- 7 事故時等における応急措置及び退避に関すること
- 8 そのほか、業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

危険予知(KY)活動の実施

- 危険予知(KY)活動とは、職場に含む危険(Kiken)を作業状況のイラストシートを使用したり、実際に作業したりしながら、集団で話し合い災害防止を事前に予知(Yochi)する活動です。
- 活動を通して、作業や職場にひそむ危険性や有害性などの危険要因を発見し、解決する能力を高めることができます。
- まずは次のステップで活動を始めてみましょう。
 - ① 作業の危険性についてグループ(5名程度)で意見を出しあう
 - ② 出揃った意見について、2つから3つに絞る
 - ③ リーダーがメンバーそれぞれに自分ならどう行動するか(危険性への対策)を聞く
 - ④ ③の意見を参考にグループ目標を立てる

職場のあんぜんサイト(厚生労働省)では、危険予知活動にご活用いただけるイラスト付きヒヤリハット事例を公開しています。



サイトはこちら



熱中症予防対策

- 熱中症予防対策として以下の事項に注意してください。
 - ① 暑さを避ける(帽子や通気性の良い衣服の着用)
 - ② こまめな水分補給(水分以外にも塩分も補給が必要)
 - ③ 熱への順化(体が熱・暑さに慣れるには1週間程度必要)
- 熱中症が疑われる人を見かけたら、次のことを行ってください。
 - ① 涼しい場所へ移動させる(エアコンの効いている室内、日陰)
 - ② 体を冷やす(衣服をゆるめ、首、脇、足の付け根等を中心に)
 - ③ 水分補給(水分以外にも塩分が重要)
- 自力で水が飲めない、意識がない場合は、すぐ救急車を呼びましょう。

分類	I度	II度	III度	
症状	めまい、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗	頭痛、気分の不快、吐き気・嘔吐、倦怠感、虚脱感	意識障害、けいれん、手足の運動障害、高体温	
重症度	小			大

洗身設備、便所の設置

- 作業で身体、被服等が著しく汚れる場合は洗眼、洗身の設備や更衣室等を設けてください。
- 便所は男性用と女性用を区別し、手洗い設備等も備え付けてください。

健康診断の実施

- 次の労働者に雇入れ時及び1年以内(※)に1回、健康診断を実施してください。
 - ① 正社員
 - ② 週所定労働時間が正社員の3/4以上、かつ、無期契約
 - ③ 週所定労働時間が正社員の3/4以上、かつ、契約期間が1年以上(※)

※ 深夜業(22～翌5時)を含む業務に従事させる場合は6月以内
※ 更新により1年以上となる場合を含む
- 法で実施義務が課されているため、健康診断の費用は事業者負担です。

外国人労働者の労働災害防止対策

- 外国人労働者は作業経験が少なく、労働災害のリスクが高いことから、口頭だけではなく母国語に対応した教材などを用いて安全衛生教育をわかりやすく行うことが重要です。
- 帯広労働基準監督署ホームページでは次の安全衛生教育ツールの活用をご案内しています
詳しくは同ページ内「外国人労働者」をご覧ください。



帯広署HP「外国人労働者」

▶ 災害防止掲示例

管内の労働災害発生状況から必要と考えられる内容について、作業場の注意点を日本語、ベトナム語、中国語を併記したイラストを作成、電子媒体を掲載しています。



災害防止掲示の一例

▶ 労働災害を防止する8つのポイント

約束(法律)を守って安心安全な職業生活を送ることや、労働災害を防止する8つのポイントを教育することを目的として、日本語、ベトナム語、中国語のリーフレットを作成しています。

▶ 動画、マンガなどの教材

日本語、中国語、ベトナム語などの動画やマンガの教材をご案内しています。



動画教材の一例

労働者死傷病報告の提出

- 労働者が業務中や会社内で負傷や疾病にかかったことで、休業や死亡した場合は、労働者死傷病報告を提出してください。
- この報告をできる限り早期に提出しなかったり、嘘の内容を書いて報告した場合(労災かくし)は、罰せられることがあります。
- 派遣労働者が被災した場合は、派遣元、派遣先のそれぞれが提出する必要があります。
- 報告様式は帯広労働基準監督署ホームページ内「様式ダウンロード」からご確認ください。



帯広署HP「様式ダウンロード」